

## 多目的ホール及び厨房設備 利用規定

### (趣旨)

第 1 条 多目的ホール及び厨房設備の地域住民の利用については、この規定により取り扱う。

### (利用申込み)

第 2 条 多目的ホール及び厨房設備を利用しようとする者は、所定の「利用申込書」に必要事項を記入し、特定非営利活動法人カリタス釜石（以下カリタス釜石）へ申し込む。

- 2 受付は、利用する前々月の 1 日から前日までとする。
- 3 利用の時間単位は原則午前 9 時から午後 6 時の間、1 時間単位とする。

### (利用の承認及び調整)

第 3 条 カリタス釜石は利用申込書を受け、その内容を審査し、利用目的等が適切であると認められるときは、利用の承認を行う。他の利用者と利用時間が重なった場合は先に申し込みをした者が優先される。

- 2 利用の承認をしたときは、利用申し込み者に、「利用許可書」を交付し、第 4 条に定める運営協力費を利用当日に受け取る。

### (運営協力費)

第 4 条 多目的ホールの利用者（利用申し込み者、以下利用者）で営利を目的としない場合は、運営協力費を無料とする。

- 2 多目的ホールの利用者で営利を目的とする場合（別途審査による）、及び厨房設備の利用者は、利用に伴う水光熱費の一部に充てるため、運営協力費として一利用ごとに別表の金額を納める。但し、使用目的によってはカリタス釜石の審査により減免する。

### (利用の制限)

第 5 条 多目的ホール及び厨房設備は次の各号の一に該当する場合は利用することができない。

- (1) 政治、宗教、営利（多目的ホールは別途審査による）を目的とする使用。
  - (2) カリタス釜石及び近隣に迷惑が及ぶ恐れのある使用。
  - (3) その他多目的ホール及び厨房設備の設置目的に反する使用。
- 2 施設の修繕等で、休館を必要とするとき及び毎週月曜日、年末年始は使用できない。

(利用の取消)

第 6 条 利用申し込み者が利用を取り消すときは、利用日の 2 日前までにカリタス釜石に申し出なければならない。

(利用上の責任)

第 7 条 利用者（利用申し込み者含む）は、この利用規定を遵守し、利用許可書に記載された注意事項を守る等、最善の注意を以て多目的ホール及び厨房設備を利用しなければならない。

(賠償損害)

第 8 条 利用者が、多目的ホール及び厨房設備の施設、備品、什器等を破損、紛失したときは、原形に復旧し、または損害を賠償しなければならない。

附則 平成 26 年 6 月 1 日 発効  
平成 26 年 11 月 6 日 追記  
平成 27 年 10 月 1 日 改定  
平成 28 年 3 月 1 日 改定  
平成 29 年 4 月 1 日 改定

別表

場所	運営協力費
多目的ホール	営利を目的としない場合 無料
	営利を目的とする場合 500 円（一時間につき）
食堂設備	500 円（一利用ごと）